

令和三年五月二十七日提出  
質問第一四七号

「紀州鉄道コンポーネント・オーナーズ・システム」に関する質問主意書

提出者 大西 健介

「紀州鉄道コンポーネント・オーナーズ・システム」に関する質問主意書

紀州鉄道株式会社の会員制リゾート「紀州鉄道コンポーネント・オーナーズ・システム」について、契約上、期間満了後に返還することとなっている施設利用保証金の返還に応じない等の訴訟やトラブルが多発しているところ、

一 国民生活センターに寄せられている「紀州鉄道コンポーネント・オーナーズ・システム」に関する相談件数について、政府として把握しているところを明らかにされたい。

二 訴訟やトラブルとなっている事例を見ると、和解や調停を無視するなど悪質な事例が多い。コンプライアンスに問題のある企業が鉄道事業の許可を受け、公共交通の一翼を担っていることは問題であり、監督官庁である国土交通省は適切に指導すべきではないか。少なくとも「紀州鉄道コンポーネント・オーナーズ・システム」をめぐるトラブルの事実関係を確認すべきではないか。

三 「紀州鉄道コンポーネント・オーナーズ・システム」は、施設の共有持分の販売を伴う形態をとっており、宅地建物取引業法を所管する国土交通省において、苦情の処理や監督・指導を行うべきではないか。

四 リゾート会員権について消費者トラブル等が多発しているにもかかわらず、リゾート会員権の法的位置

づけや権利の内容等について定めた単行法規が存在しないために、リゾート会員権をめぐる法律関係を複雑にしている。リゾート会員権の法的位置づけや権利の内容等について定めた法律を制定すべきではないか。

右質問する。